医療法人颯仁会 介護老人保健施設まほろば　運営規程

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業

（事業の目的）

第１条　医療法人颯仁会　介護老人保健施設まほろばが実施する指定訪問リハビリテーション事業所・指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を確保することを目的とする。

（指定訪問リハビリテーション運営の方針）

第２条　事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことによる心身の機能の維持回復を図る。

２　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

３　前２項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防訪問リハビリテーション運営の方針）

第３条　事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるよう適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

２　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

３　前２のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第４条　指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の理学療法士、作業療法士によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第５条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　医療法人颯仁会 介護老人保健施設まほろば

（２）所在地　　大阪府 羽曳野市 誉田 三丁目 15 番 6 号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第６条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　1 名　（常勤職員）

従業者の管理及び利用の申込に係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの実施に関し、事業所の従業者に対し尊重すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）理学療法士　　5 名　（常勤職員 5 名　内 1 名は管理者兼務）

理学療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第７条事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日から金曜日までとする。

（２）営業時間　　午前 9 時から午後 5 時までとする。

（３）サービス提供時間　　午前 9 時から午後 5 時までとする。

（指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料等）

第８条　指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号）によるものとする。

２　指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 123 号）によるものとする。

３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

（１）事業実施地域から片道３キロメートル未満　　200 円

（２）事業実施地域から片道３キロメートル以上　　500 円

４　前３項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

5　指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

6　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、羽曳野市、藤井寺市の全域、柏原市、富田林市、太子町、松原市の一部区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第 10 条　理学療法士等は、指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、事業所に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2　指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3　利用者に対する指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第 11 条　指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 12 条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するするとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の整備

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

（１）利用者等の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

（２）身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

（その他運営に関する重要事項）

第 14 条　本事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　　採用後３ヶ月以内

（２）継続研修　　年１回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低５年間は保存するものとする。

５　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人颯仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　　則

この規程は、令和７年　６月　１日から施行する。

この規程は、令和７年10月７日から施行する。

この規程は、令和８年　２月　１日から施行する。